

平成31年3月8日招集

# 第1回若桜町議会定例会会議録

(平成31年3月8日)

若桜町議会事務局

職務のために議場に出席した者の職・氏名			
事務局長	下石裕美		
書記	伊賀忍		
提出議案の項目			
件数	件名	議案名	議決結果
1	議案第1号 専決第4号	専決処分の承認について 平成30年度若桜町一般会計補正予算（第9号）	原案承認
2	議案第2号 専決第5号	専決処分の承認について 平成30年度若桜町簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）	原案承認
3	議案第3号	平成31年度若桜町一般会計予算	原案可決
4	議案第4号	平成31年度若桜町国民健康保険事業特別会計予算	原案可決
5	議案第5号	平成31年度若桜町介護保険事業特別会計予算	原案可決
6	議案第6号	平成31年度若桜町後期高齢者医療特別会計予算	原案可決
7	議案第7号	平成31年度若桜町簡易水道事業特別会計予算	原案可決
8	議案第8号	平成31年度若桜町公共下水道事業特別会計予算	原案可決
9	議案第9号	平成31年度若桜町農業集落排水事業特別会計予算	原案可決
10	議案第10号	平成31年度若桜町赤松団地造成事業特別会計予算	原案可決
11	議案第11号	平成31年度若桜町財産区造林事業特別会計予算	原案可決
12	議案第12号	平成31年度若桜町索道事業特別会計予算	原案可決
13	議案第13号	平成31年度若桜町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	原案可決
14	議案第14号	平成30年度若桜町一般会計補正予算（第10号）	原案可決
15	議案第15号	平成30年度若桜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	原案可決
16	議案第16号	平成30年度若桜町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）	原案可決
17	議案第17号	平成30年度若桜町簡易水道事業特別会計補正予算（第7号）	原案可決
18	議案第18号	平成30年度若桜町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決
19	議案第19号	平成30年度若桜町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決

20	議案第20号	平成30年度若桜町赤松団地造成事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
21	議案第21号	平成30年度若桜町財産区造林事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
22	議案第22号	平成30年度若桜町索道事業特別会計補正予算(第4号)	原案可決
23	議案第23号	若桜町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について	原案可決
24	議案第24号	若桜町森林(もり)づくり条例の制定について	原案可決
25	議案第25号	若桜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	原案可決
26	議案第26号	特別職の職員等で非常勤のものの給与に関する条例の一部改正について	原案可決
27	議案第27号	若桜町職員の給与に関する条例の一部改正について	原案可決
28	議案第28号	若桜町国民健康保険条例の一部改正について	原案可決
29	議案第29号	若桜町部落差別撤廃・人権擁護に関する条例の一部改正について	原案可決
30	議案第30号	赤松団地おためし住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について	原案可決
31	議案第31号	公の施設の指定管理者の指定(わかさ29(にく)工房)について	原案可決
32	議案第32号	公の施設の指定管理者の指定(若桜エゴマ工房)について	原案可決
33	議案第33号	若桜町過疎地域自立促進計画の変更について	原案可決
34	議案第34号	財産の取得について	原案可決
35	議案第35号	鳥取県東部広域行政管理組合規約の一部変更について	原案可決
36	議案第36号	若桜町固定資産評価審査委員会の委員の選任について	原案同意
	議員提出議案		
37	第1号	現消防体制の組織維持に関する決議	原案可決
38	第2号	施設整備調査特別委員会の設置について	原案可決

平成31年第1回若桜町議会定例会（第1号）

招集年月日	平成31年3月8日			
招集の場所	若桜町役場（若桜町議会議場）			
開 会	午後1時30分			
応 招 議 員	1 番	梶 原 明	6 番	小 林 誠
	2 番	君 野 弘 明	7 番	山 本 晴 隆
	3 番	青 木 一 憲	8 番	中 尾 理 明
	4 番	山 根 政 彦	9 番	前 住 孝 行
	5 番	山 本 安 雄	10 番	川 上 守
不 応 招 議 員				
出 席 議 員	1 番	梶 原 明	6 番	小 林 誠
			7 番	山 本 晴 隆
	3 番	青 木 一 憲	8 番	中 尾 理 明
	4 番	山 根 政 彦	9 番	前 住 孝 行
	5 番	山 本 安 雄	10 番	川 上 守
欠 席 議 員	2 番	君 野 弘 明		
地方自治法第 121条の規定に より、説明のため 会議に出席した者	町 長	矢 部 康 樹	農林建設課長	佐々木 明 仁
	副 町 長	盛 田 聖 一	農林建設課参事	森 雄 一
	総 務 課 長	竹 本 英 樹	農林建設課参事	山 本 伸 一
	町民福祉課長	藤 原 祐 二	税 務 課 長	前 田 弥 生
	にぎわい創出課長	谷 口 国 彦	ふるさと創生課長	谷 本 剛
	包括支援センター 所長	寺 西 満	教 育 長	新 川 哲 也
	保健センター所長	山 根 葉 子	教育委員会次長	山 口 由 企 夫

## 会議の顛末

本会議（3月8日）

### 議長（川上守）

ただいまの出席議員数は9人です。

定足数に達しておりますので、平成31年第1回若桜町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

#### 議事日程の報告

本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

#### 日程第1

会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において3番青木一憲議員、4番山根政彦議員を指名します。

暫時休憩します。

（追加日程配布）

### 議長（川上守）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

君野弘明議員から、辞職願が提出されていきます。

「君野弘明議員の議員辞職の件」を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、「君野弘明議員の議員辞職の件」を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

#### 追加日程第1

「君野弘明議員の議員辞職の件」を議題とします。

辞職願を事務局長に朗読させます。議会事務局長。

### 議会事務局長（下石裕美）

では朗読いたします。

平成31年3月8日、若桜町議会議長川上守様、若桜町議会議員君野弘明。

辞職願。このたび、下記により議員を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

記、一身上の都合により。

以上でございます。

### 議長（川上守）

お諮りします。

「君野弘明議員の議員辞職」を許可することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、「君野弘明議員の議員辞職」を許可することに決定しました。

#### 日程第2

「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月22日までの15日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月22日までの15日間に決定しました。

#### 日程第3

「諸般の報告」をします。

会議関係諸般の報告は、印刷してお手元に配布のとおりです。

朗読は省略します。

続いて、「若桜町議会会派及び各会派等代表者会議に関する内規」第2条の規定により、「会派結成届」が提出されましたので、同条第3項の規定により報告します。

「会派結成届」を事務局長に朗読させます。議会事務局長。

### 議会事務局長（下石裕美）

朗読いたします。

平成31年3月4日、若桜町議会議長川上

守様。

会派名 若桜町議会 自民党桜会。代表者氏名 小林誠。

会派結成届。「若桜町議会会派及び各会派等代表者会議に関する内規」第2条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記、名称 若桜町議会自民党桜会。

役員の職、氏名。代表者 小林誠、幹事長 山本晴隆、経理責任者 青木一憲。

結成年月日。平成31年2月12日。

所属議員氏名。小林誠、山本晴隆、青木一憲、梶原明。所属議員の数 4人。

結成の目的。若桜町民の付託に応え、夢と希望のある町政実現のため、町執行部、町議会と協調し、特に県選出国會議員、八頭選出県會議員との連携強化をして目的達成を図り、町民皆様に対し信頼ある開かれた議会活動を実現する。

以上でございます。

#### 議長（川上守）

続いて、総務産業常任委員会の調査研究結果の報告を行います。

若桜町議会9月定例会及び12月定例会における議決に基づいて、総務産業常任委員会の調査研究の報告が提出されています。

総務産業常任委員会の調査研究について報告させます。

総務産業常任委員長、山本晴隆議員。

#### 総務産業常任委員長（山本晴隆）

若桜町議会報告第2号。平成31年3月4日。

総務産業常任委員会、委員長 山本晴隆、副委員長 前住孝行、委員 小林誠、委員 山本安雄、同じく君野弘明。

総務産業常任委員会調査研究報告書。

総務産業常任委員会は、平成30年9月議会定例会において議決された調査研究を行ったので、その概要を次のとおり報告いたします。

す。

記、1、調査日、平成30年11月22日木曜日。2、調査地、島根県邑南町。3、調査事項、防災についての取り組み、観光についての取り組み。4、参加者、委員5人、議会事務局長、にぎわい創出課課長。

5、防災についての取り組みにかかる調査内容。(1)は飛ばします。

(2)防災の取り組みについてです。

防災についての方針として「地域でできる防災の取組は、地域で実施してもらう」が掲げられ、防災のホームページでも防災情報、防災無線、ハザードマップ、自主防災組織、避難情報と避難所、緊急時に備えた家庭用品備蓄ガイド（農林水産省）等としており、細かく項目を載せ、さらに防災安心の教科書もつくられ、過去から学ぶ防災・災害を知る、情報を得る、防災から身を守るなど各種災害に対応できるように冊子を作成されている。

特に自主防災組織結成率は81.5%で、39自治会中32自治会が結成されている。多くの自治会が結成された理由として、本町を見本とされた集落担当職員をつけられたことが要因だと課長のほうから説明がされました。

まとめにいきます。災害時に行政ができることは、防災無線・IP電話等で各地域への情報伝達や避難所の開設、救援物資などの提供等があげられると考えるが、各集落にあった対応には限界があると感じた。

邑南町では、過去の大災害の被害を教訓にして、さまざまな計画や取り組みをされていたが、町民の意識は行政だけをあてにするのではなく、自分の命や集落は自分たちで守るを基本とされていた。

自主防災組織を積極的に結成するために総務課危機管理室をつくられ、危機管理室長（課長補佐）を先頭に自治会行政連絡担当職員を置き、自治会には防災の責任者を3年間の任期でお願いされ、組織結成のため勉強会や地域の問題について検討されていた。災害時の

避難誘導や、災害に対する情報提供などを危機管理室に伝達なども徹底されていた。

本町では、自主防災組織の結成が進んでいない現状を把握しながら、担当課を中心に、住民自ら防災についての自助、共助の意識が高まるよう、具体的な提案や指導することが急がれると感じた。また、さまざまな災害に合わせた避難所等の選定も必要だと考える。

6番、観光についての取り組み（法人化、地元雇用、定住化にかかる調査内容）。

概要は省略します。（2）観光協会の取り組みについて。邑南町の観光は、大規模なスキー場等もあるが、主に食のマーケティング事業を柱としながら、2011年から地域おこし協力隊制度をいち早く取り入れ、食や農業の従事者を目指す都市部の在住者（耕すシェフ研究生）を受けられた結果、若者の定住率も高い。その結果、3年連続過疎化に歯止めをかけることにも成功され、地域経済効果は9.9億円を達成し、1億円を超える農畜産物の数もふえている。

食の学校（シェフの養成所）の卒業生の起業を進めた結果、40店舗に達し、さらに職員が旅行業の資格を取得し、旅行業者代理店としても業務を行っている。

町長を先頭に、各課・職員一丸となり、100年先の邑南町を描き、100年先の子どもたちに伝える邑南の食文化の確立など、大きな希望の絵を描き、数々のプロジェクトを成功させ、組織の拡大を理由に一般財団法人に変わられている。

まとめとしまして、本町の観光振興を目的とし、観光協会の取り組みについて調査研究したが、過去の状況と同様、観光で成功する町は、必ず長期にわたり業務を担当するすばらしいリーダー、邑南町では農林振興課の食と農産業戦略係、寺本英仁氏の存在があり、「ビレッジプライド（町に対する誇り）」を行政職員から住民に強く周知され、少子高齢化の問題解決に全力で取り組まれていた。

本町では、高齢者の多くは職をリタイアされていますが、邑南町では農産物の生産に尽力され、その食材が多くのレストランなどで提供され、訪れた方々に好評を得ており、直売所等でも販売され、都市部に出荷するのではなく、地産地消で経済効果をもたらされています。

本町の現在の観光客を受け入れられる態勢では、たくさんの人を呼べないのが実態で、何を観光振興の目玉とするのか、目的を明確に定める必要がある。

現行の観光協会は、町内で開かれるイベント代行業のような組織であり、自ら集客をできる組織ではないと感じている。協会員、観光関係団体で組織され、早急に一般社団法人格を取得される必要があり、若桜の観光を牽引するのは観光協会、若桜町観光開発事業団と考える。

まずは若桜の将来を見つめ、町長を先頭に、職員、議会の総合力で組織改革に取り組んでいくことが必要だと考える。1つ目は以上であります。

2つ目、若桜町議会報告第3号、平成31年3月4日、総務産業常任委員会、名前は省略させていただきます。

総務産業常任委員会は、平成30年12月議会定例会において議決された調査研究を行ったので、その内容を次のとおり報告します。

記、1、調査日、平成31年2月13日水曜日。2、調査地、兵庫県丹波市。3、調査事項、防災にかかわる地域コミュニティについての取り組みほか。4、参加者、委員5名、議会議務局長。

5、丹波市の概要については、省略させていただきます。

6としております、防災に関わる地域コミュニティについての取り組みにかかる調査内容を意見交換しておりますし、この頭だけ読みます。

（1）防災行政無線個別受信機、屋外拡声

器の利用、(2) 避難情報、勧告、指示の伝達方法、(3) 防災行政無線個別受信機、屋外拡声器以外、災害情報の伝達方法、(4) 平成26年豪雨の際の人的被害が最小であった原因究明と地域コミュニティについて、を問いました。

それから5番目に自主防災組織について、それから6番、地域再生の新たな取り組みについて、7番として備蓄品についての問いをかけて、下のように回答を受けております。

まとめとしまして、丹波市は平成26年8月16日から17日にかけて、記録的な豪雨により大量の土砂が流出し、山裾の住宅などに土砂が河川を埋塞し、集落・農地に浸水が広がるなど連鎖的に甚大な被害を受け、死者1名、負傷者4名、家屋等の被害1,023棟、被害額94.9億円となった。

このような被災をしながら、人的被害を最小限にされた取組みには深い感銘を受けた。要因として、住民自らの防災に対する意識の高さが挙げられると説明されていた。

本町も昨年の7月豪雨で人的被害はなかったが、集落の孤立や住宅、農地、山林を被災した。今後の取組みとして、さまざまなハード事業・整備も必要だが、地域住民の防災に対する意識向上が一番大切だと感じる。

緊急時には、行政任せだけでは皆の命を守ることは不可能であり、自主防災組織の結成（自治会長・地域リーダーの育成、中心にしての育成です。）、ハザードマップの作成の見直し、避難訓練の実施など、町民みずから自分の命を守る活動、行動をすることが大切だと考える。行政の支援を受けながら自主防災意識の向上に努めたいと感じた。以上であります。

#### 議長（川上守）

続いて、常任委員会に付託した請願等について報告します。

本日までに受理した請願・陳情は、お手元

に配布の「請願等文書表」のとおりです。

会議規則第92条第1項の規定により、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託しましたので報告します。

#### 日程第4

町長施政方針。

町長の、平成31年度施政方針を求めます。  
矢部町長。

#### 町長（矢部康樹）

さて、本日ここに、平成31年第1回若桜町議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様にはご出席を賜り、平成31年度一般会計当初予算並びに平成30年度補正予算及び諸議案等のご審議をいただきますことに対し、厚くお礼を申し上げる次第であります。

本定例会に提案しております諸議案の説明に先立ちまして、所信の一端を述べさせていただきます。

いよいよ天皇陛下の御譲位と皇太子殿下の御即位が目前に迫ってまいりました。それに伴い、5月1日には、平成から新たな元号に改正が予定されており、このことは新たな時代の幕開けであり、歴史上、大きな転機になる出来事でもございます。

若桜町としましても、新たな時代にふさわしい新たな取り組みを考え、町民の皆様へ安全安心に暮らしていただける町や、若者が夢を持って働きながら子育てがしやすい町をつくってまいりたいと考えております。

昨年2月に若桜町長選に出馬させていただき、有権者の皆様へ、「未来へ歩むまちづくり」をスローガンに掲げ、4つの柱による公約を訴え、町長の信任を得て当選させていただいてから早1年が経ちました。

1年間は長いようであつと言う間に過ぎ去ったという感じですが、この1年間の間に若い方や高齢者の方、子育て中の方、集落の方、企業の方、PTA役員、各種団体の方など、多くの方とお話をさせていただき、多くのこ



意見やご要望をお聞かせいただきました。

私の政策が反映される予算ということでは、実質的に今回が初めての当初予算でございますので、これからお話をさせていただき各種事業をしっかりと確実に実施していけるように努めてまいりたいと思います。

それではまず1つ目ですが、「若者が住みたくなるまちづくり」でございます。これは、若桜町で暮らす若い人たちが、新しいことにチャレンジできる環境整備や移住定住の促進、子育て支援や教育の充実等への取り組みでございます。

若者がチャレンジできる環境整備で、地域おこし協力隊の商業部門への募集を行うとともに、起業される際の支援を引き続き行ってまいります。

移住定住対策では、移住定住交流センターを中心に、移住ガイドツアーの実施や移住セミナーとして町独自の相談会を大都市圏で開催したり、麒麟のまちの1市6町が連携して相談会に参加したりしながらIJUターン者を増やしてまいりたいと考えております。

子育て支援につきましては、引き続きしっかり支援をしてまいりますし、こども園の改修も終わり、病後児保育にも取り組んでまいります。さらに、子育て中の方が普段、町に対して思っていることやこんなことをしてほしいといった要望などを聞くために、リフレッシュ制度を新たに設けることとしております。

教育の充実性は、ICT教育の充実を図るため、新たに情報教育支援員を学園に配置するとともに、タブレット端末や電子黒板等を購入し、学力向上に役立ててまいります。また、通学支援としましては、近隣町の通学費用を勘案して、これまで月額7千円の支援を1万円に増額し、鳥取市方面に通学される子どもを持つ親の負担軽減を図ってまいります。

2つ目は、「高齢者の皆さんが健康で生きがいを見つけながら、安全安心に暮らせるまち

づくり」でございます。これは、公共交通の充実・確保や健康・生き甲斐づくり、さらにはサロンや支え愛マップの充実や集落内の環境整備等を図るものでございます。

公共交通では、若桜町鉄道の行き違い施設の完成に伴い、増便による利便性の向上を図りますし、高速バスのドロップイン事業も引き続き行ってまいります。さらに、若桜鉄道の定期券購入者にバスの回数券をつけて、鉄道とバスの両方を利用していただける「バス利用モニタリング調査」を実施し、通勤・通学時の鉄道とバスの利用状況を把握し、定期券の共通化に向けて協議を進めてまいりたいと考えております。

また、各種健診や健康ポイント制度の推進、支え愛ネットワークを構築しながら、地域の共助のための支え愛マップづくりや見守り体制づくりの充実を図ってまいります。

さらに、雨天時や冬場の時の高齢者の健康増進、子どもの遊び場づくりのため、旧池田小学校の体育館に人工芝を敷き、いつでもグラウンドゴルフや外遊びを楽しんでいただけるように考えております。

また、災害対策としましては、自主防災組織の結成促進、防災マップの作成、耐震補助金、備蓄物資の分散化など、災害に強いまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

3つ目は、「にぎやか創出のまちづくり」でございます。これは、駅周辺整備や町並み整備の推進、氷ノ山リゾートの充実や国際交流、インバウンド対策、さらには特産品開発などを推進するものでございます。

駅周辺整備やまちづくりににつきましては、地方創生交付金を財源として、若桜宿まちづくり計画を作成するとともに、水戸岡先生デザインの「若桜号」のデビューに合わせまして、これまでもお話ししております、駅中整備や駅前店舗の整備を進めてまいります。

氷ノ山におきましては、若者プロジェクト会議や業者組合、巻米集落の皆さんと協議を

行いながら、冬だけでなく1年を通して楽しめるリゾート地を目指してまいりたいと考えております。

まずは、夏山登山やスキーの旅行商品化、合宿中の学生の方々との交流促進、星空が見えるカメラを設置し、星空鑑賞会の実施など、できる部分から取り組んでまいりたいと考えております。

国際交流では、平昌郡との交流は引き続き行ってまいります。今年度は、春に郡守が来町予定でございますし、5月には交流員が10か月の予定で研修にまいります。また、生徒同士の交流も予定しております。

さらに、新たに台湾との交流を進めていく予定で、中華学校や台湾鉄道管理局と交渉を始めておりますし、インバウンドの推進につきましては、台湾のライオントラベルなど数社が若桜に興味を持たれており、若桜の見学に既に来られておられますので、台湾からの観光客誘致を進めていきたいと考えております。あわせて、受け入れ体制の整備を、商工会や観光協会と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、特産品として、生産量が全国2位のジビエを強力に売り込むとともに、加工品や町内で食べられる料理の開発などにも取り組んでまいりたいと考えておりますし、日本ジビエ振興協会と連携しながら、都市圏への販路開拓にも力を入れてまいりたいと考えております。

また、町に活気を与え、元気にしていくためにも集落やグループ等が活動しやすい、人材育成・村おこし事業補助金制度の改正も行ってまいります。

4つ目ですが、「農林、林業の振興によるまちづくり」でございます。これは、若桜米やエゴマの栽培を推進するとともに、再造林の拡大と路網や森林整備を図り、雇用創出などをしていくものでございます。

がんばる地域プラン事業の中に位置付けら

れておりますエゴマ施設は、早期の開業を目指すとともに、精米施設については、内容をよく吟味し、若桜米のブランド化が図られるよう、生産量に応じた販路の確保、体制の整備など並行的に進めてまいりたいと考えております。

日南町のトマトは栽培開始から約50年かけて売り上げが2億円を突破したと新聞が報じておりました。若桜のエゴマや若桜米も皆さんと一緒に若桜町の一大特産品となるように育ててまいりたいと考えております。

林業につきましては、昨年の7月の豪雨災害で被害が出ました林道の早期開通に向け、災害復旧工事に取り組んでまいります。

また、森林（もり）づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、町が取り組む基本的施策を定めた「若桜町森林（もり）づくり条例」を制定しますし、美しい森づくり基盤整備や若桜材需要拡大なども引き続き推進してまいります。

平成31年度から森林環境譲与税が交付されることに伴い、その使い方も検討していくとともに、今年度、千代川流域が成長産業化地域事業の指定を受けたことから、森林管理システムの構築や木材利用推進、人材育成など、1市4町や森林組合と連携しながら推進していきたいと考えております。

以上、所信の一端を述べさせていただきましたが、若桜町は、少子高齢者や人口減少問題など多くの課題がございます。しかし、山積している課題を一つひとつ解決していくためにも、町民の皆さんと力を合わせ、知恵を絞り、汗を掻きながら、前例踏襲ではなく、時代にあった手法を見つけながら、町政を進めてまいりたいと考えております。

そして、今を生きる町民のためのまちづくりはもとより、将来のまちづくりを見据えた上で、安全安心で住みやすい町を創出していくことが、私に与えられた責任であり、私に課せられた使命ではないかと考えております。

これからも、町政の先頭に立ち、地方創生の実現に向けて果敢にチャレンジしてまいりたいと思っておりますので、議員の皆様のご理解・ご指導、そしてご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

## 議長（川上守）

以上で、町長の施政方針を終了します。

### 日程第5

平成31年度 教育行政基本方針を求めます。

新川教育長。

## 教育長（新川哲也）

平成31年第1回若桜町議会定例会の開会に当たり、若桜町教育行政方針についてご説明を申し上げ、議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

さて、文部科学省が告示した新学習指導要領が小学校では2020年度、中学校は2021年度から実施されることになり、よりよい学校教育を通じてよりよい社会をつくるという理念を、学校と社会が共有し、社会に開かれた教育課程の実現が、目指すべき方向性として示されています。

教育委員会では引き続き、これまでの教育施策の取り組みの成果や課題を整理・検討するとともに、学校と連携を図りながら新学習指導要領全面实施に向けた新しい学びの準備を確実に進めてまいりたいと考えております。

若桜学園では、子どもたちに夢や希望を持つことの素晴らしさ、感謝の心など人の生き方として大事なことを伝え、これからの変化の激しい社会の中においても、よりよい人生を送れるよう力を育成するとともに、10年後の自分の夢や目標をしっかりと持ち、若桜で生まれ育ってよかったと言えるような教育を推進してまいりたいと考えております。

それでは、平成31年度の教育委員会の主要な施策についてご説明いたします。

「未来を拓く心豊かで活力ある人づくり」を教育理念とする若桜町教育プランに基づき、学校、家庭、地域それぞれの教育力の向上と相互の連携を図りながら、5つの基本目標をもとに取り組みを進めてまいります。

まず、「確かな学力を育む教育の推進」についてであります。小中一貫教育校 若桜学園は、開校から早いもので7年が経ちました。これまで、小学校と中学校が一体となった若桜学園の学びのスタイルの確立を図ってまいりました。

若桜学園では、小中一貫教育の実践や蓄積を活かしながら、子どもたちが自ら未来社会を切り開くための資質、能力をさらに一層進め、知識技能の習得や思考力、判断力、表現力等の育成を図るとともに、「小中一貫校」の強みを活かした学びの創造、授業改善に向けて取り組みを図ってまいります。

また、2020年度から小学校で全面实施される、新学習指導要領に対応するため、共同学習やICT機器などを通じて、主体的で対話的な深い学びを促すアクティブラーニングなどの児童生徒の思考力、判断力、表現力などの確かな学びの取り組みを行ってまいります。

続いて、「豊かな心と健やかな体を育む教育の推進」であります。9年間の小中一貫教育の中で、異学年交流による児童生徒のつながりを大切にしながら、学校外の多くの人々との交流を通じて、他人を思いやる心や生命や人権を尊重する心、若桜を愛する心などを育み、豊かな人間性や社会性を育成する「心の教育」を推進いたします。

総合的な学習では、ふるさと若桜の良さを知り、若桜に誇りを持ち、自分の夢に向かってたくましく生きる子どもたちの育成を図ってまいります。9年生は修学旅行先の東京都内でタブレットなどを活用し、総合学習で学んだ若桜町の紹介や、特産品などのPRを、生徒みずからプレゼンテーションする予定に

しています。プロモーションビデオの制作などスタート段階から情報発信、PRまで一貫して行う、このような実践的な教育を通して、子どもたちが課題解決力を身につけることを期待しております。

なお、児童生徒を取り巻く環境が複雑化、多様化している今日、いじめ問題や不登校問題に的確に対応することが求められております。このような中、引き続き若桜学園にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置して、児童生徒のさまざまな課題を早期に発見し、支援する教育相談体制の充実に努めてまいります。

次に「子どもたちを支える教育環境づくり」であります。子どもたちがしっかりと学び、安心して学校生活を送ることができるよう、近年の異常気象の影響による猛暑対策として、昨年、県内自治体に先駆け、全ての教室にエアコンを設置し、快適な学習環境を整えてまいりました。

今後も、必要な施設整備や設備の充実に努めてまいりたいと考えております。また、タブレット端末や電子黒板など、ICT機器を計画的に導入するとともに、教員をサポートするICT教育支援員を配置し、ICT機器の活用によるプログラミング教育やデジタル教材などを使用したわかりやすい授業により、IT化、情報化の進展に対応できるよう取り組みを進めてまいります。

次に「ライフステージに応じて学び続ける生涯学習の推進」であります。生涯学習では、楽しく、元気に、豊かで潤いのある生活を送ることができるよう、若桜町公民館・わかさ生涯学習情報館が連携し、人と人をつなぐ学びの拠点として、講演会、各種講座の開催やサークル活動の支援など、充実に努めてまいります。

また、家庭教育が円滑に進められるよう、保護者や地域に対する学習の機会及び情報の提供を行ってまいります。引き続き、あいさ

つ+ONE（プラスワン）運動や青少年育成若桜町民会議、PTAなど、社会教育団体の支援を通し、地域全体で子どもを守り育てる体制づくりを推進してまいります。

人権教育では、誰もが安心して暮らせる差別のない社会を築くために、人権が尊重される社会の実現に向けた取り組みが一層重要になります。このため、同和問題をはじめとするあらゆる差別解消に向けた人権意識の向上や人権教育の充実を図るとともに、関係機関と連携し、啓発活動や相談体制の充実に努めてまいります。

最後に「文化、芸術、スポーツの振興」であります。郷土文化の里や生涯学習情報館を十分活用し、講演会、企画展、コンサートなどのイベントの開催や、各団体のサークル活動の支援などを通じて、文化・芸術に対する理解を深める取り組みを進めてまいります。

スポーツの振興については、スポーツの競技力向上と町民の健康増進及び体力向上を図るため、スポーツ、レクリエーション活動に親しめる機会のさらなる拡充を図ってまいります。町内の体育館、温水プールや八幡広場等の運動施設の有効利用や、若桜クラブ、体育協会等との連携を深め、スポーツの楽しさ、すばらしさなどスポーツをする機会の提供に努めてまいります。

また、伝統的建造物群保存対策事業については、住民の皆様に伝建制度の概要や保存計画の内容などについて、一層周知を図り、ご理解とご協力をいただくとともに、本年度中の重伝建地区選定となるよう取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上、平成31年度の教育行政の概要を説明させていただきました。住民の皆様が自主的な活動を通して、生涯にわたり健康で生きがいに満ちた生活を送ることができるよう、また、新しい時代を担う子どもたちが生きる力を身につけ、将来にわたり夢を持ち、健やかに成長できるよう、職員とともに、全力で

教育行政の推進に取り組む所存でありますので、議員各位のご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。

### 議長（川上守）

以上で、教育長の教育行政基本方針を終了します。

#### 日程第6

議案第1号 専決処分の承認について、専決第4号 平成30年度若桜町一般会計補正予算（第9号）、議案第2号 専決処分の承認について、専決第5号 平成30年度若桜町簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

### 町長（矢部康樹）

年度が明けて4月7日には統一地方選挙の投開票が実施されます。鳥取県では、知事選及び県議会議員選のダブル選挙ですが、八頭郡選出の県議会議員は、立候補者が定員と同じ2名の予定で無投票になる公算が大きいとのことですので、各候補者の方々には若桜町のために、精力的に活動していただくことを強く要望してまいりたいと思っております。

最近の動向では、国においては、厚生労働省による毎月勤労統計や賃金構造基本統計の不正問題への対応が取り上げられない日がないところですが、米軍普天間飛行場の辺野古移設をめぐる沖縄県の県民投票で、辺野古埋め立ての反対が72.1%になり、政府に工事中止を要求されるなど、目まぐるしく動いております。

国際的には、2月27日から28日にかけて、ベトナムの首都ハノイにおいて、2回目の米朝首脳会議が開催されるも、非核化の合意ができず、実質的に決裂したとのニュースが飛びこんでまいりました。

日韓関係も徴用工問題、慰安婦問題、レーダー照射問題などで、依然ぎくしゃくした関

係が続いており、東アジアはこれから不安定な状態が続くことが予想されております。

本町においては、心配されておりましたスキー場の雪も、年末年始の降雪以来、消えることなく現在に至っておりますし、12月7日にオープンした「わかさ氷ノ山インフォメーションセンター」の利用者も順調で、スキー場と氷太くんの利用者は例年並みと善戦しているところでございます。3月10日のお客様感謝祭までは何とかこのまま持ってほしいと願うばかりでございます。

また、3月3日には京都大学の森谷名誉教授をお迎えし、エゴマ生産組合の主催による「エゴマの講演会」が開催されました。森谷先生には、健康のためにバランスのとれた栄養と適度な運動が重要であることなど、おもしろおかしくお話していただきましたし、同日開催で町主催による「わかさの保健医療を考える集い」では、「わかさあるある笑劇場」で私も少し出演させていただき、認知症患者の接し方等、わかりやすく演じられました。

どちらも多くの方においでいただき、皆様楽しく学ばれ、大変よい会だったと感じたところでございます。

さらに、議会中ではございますが、明日、3月9日には林業成長産業化フォーラムが鳥取市で開催される予定であり、私もパネラーとして参加し、林業が成長産業として有望であり、町としても今後も力を入れていく分野である旨の発表を予定しているところでございます。

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第1号、議案第2号の専決処分の承認について、でございますが、これは、地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がなかったことから専決処分をした案件につきまして、同条第3項の規定により、本議会に報告し、ご承認をお願いするものでございます。

はじめに、議案第1号 専決第4号の平成30年度若桜町一般会計補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額から746万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を44億3,846万9千円とするものでございます。概要についてご説明いたしますと、歳入の繰越金と、歳出の衛生費の簡易水道会計繰出金にそれぞれ746万9千円を追加するものでございます。

次に、議案第2号 専決第5号の平成30年度若桜町簡易水道事業特別会計補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額から、746万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億889万9千円とするものでございます。このたびの補正は、歳入の繰入金と歳出の簡易水道施設費に、それぞれ746万9千円を追加するものでございます。

以上、ご報告を申し上げまして、ご承認をお願いするものでございます。

#### 議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

#### 日程第7

平成31年度若桜町一般会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

#### 町長（矢部康樹）

それでは、議案第3号 平成31年度若桜町一般会計予算につきまして、その概要を説明させていただきます。

平成31年度当初予算につきましては、昨年度の骨格予算と肉付け予算を合わせまして、予算総額36億7,656万4千円に対しまして6,443万6千円、伸び率では1.8%増加の、総額37億4,100万円を計上いたしております。

それでは、まず歳入の主なものにつきましてご説明いたします。町税が2億4,132万2千円でございます。前年対比2.9%の増、予算総額に占める割合は6.4%となっております。町税のうち、たばこ税は販売実績により167万円の減少を見込んでおりますが、町民税、固定資産税、軽自動車税につきましては総額849万4千円の増加を見込んでおります。

次に、地方交付税につきましては、昨年と同額の18億8,000万円としております。予算総額に占める割合は50.3%となっております。国の地方財政計画においては、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な一般財源総額は、前年度より微増の6兆7,000億円の予算が確保されているところでございます。そのうち地方交付税は、全体で16兆2,000億円が示されており、対前年2,000億円の増、伸び率では1.1%の増となっている状況でございます。

このような中、国・県から示された数値資料や国勢調査による人口、平成30年度実績などを勘案し、前年と同額としております。内訳としましては、普通交付税を17億3,000万円で対前年2,000万円の増と推計しております。また、特別交付税を1億5,000万円とし、対前年2,000万円の減と推計しております。

次に、国庫支出金は社会資本整備交付金などの減少を見込んでおりますが、新たに産地パワーアップ事業費補助金が増加したため、3億4,308万8千円、対前年比11.6%の増。県支出金は、災害復旧費県補助金などの増加を見込み、4億2,732万4千円、対前年比85.3%の増。

財産収入は、町有林売払い代金の減少を見込み1,796万2千円、対前年比17.7%の減。繰入金は、財政調整基金からの繰り入れが大幅に増加したため、1億3,299万3千円、対前年比79.2%の増。諸収入は旧池田小

学校の火災復旧工事費負担金などの追加により、4,443万7千円、対前年比23.7%の増。

町債は、辺地対策事業債の廃目と過疎対策事業債の減、その他の起債と合わせまして、4億250万2千円を計上しており、対前年比38.4%の減としております。

そのほか、地方消費税交付金をはじめとした各種交付金、使用料及び手数料、寄付金などをもって予算措置をしております。

町税、使用料及び手数料及び財産収入などの自主財源の予算総額は5億9,764万4千円で予算総額に占める割合は16%となっております。

次に、歳出でございますが、観光列車「若桜号」への車両改修事業や、がんばる地域プラン事業、新たな森林管理システム推進事業をはじめ、災害復旧事業など大型の事業を計上しております。

主な事業につきまして、予算科目ごとにその概要をご説明いたします。はじめに議会費では、各常任委員会などの調査研究に要する費用、議会だよりの発行費用、平昌郡議会の受入費用などを計上いたしました。

総務費では、行政運営を行っていくための総括的な経費及び地方創生の取り組みを進めるために必要な費用を計上するとともに、インターネット通信に必要な光ケーブルやIP告知電話などの情報通信基盤施設の管理、自治会・コミュニティ活動の振興、国内外との交流、移住相談・交流センターを核にした移住定住促進、若桜宿観光地化まちづくり計画の作成、若桜鉄道の利用促進や軌道等施設の管理、町営バス運行などをはじめ、地域の振興、活性化及び住民自治に関する費用などを計上いたしております。

民生費では、地域福祉事業や高齢者福祉事業、障がい者福祉事業に関する費用、わかさこども園や子育て支援センターの管理運営等、病児・病後児保育事業のほか、三世代居住支

援金や出産祝い金、子育て応援給付金など、少子化対策、子育て支援の充実のための費用を計上いたしました。

衛生費では、資源ごみ回収やごみ減量化推進のための環境衛生事業、ごみ収集や処理を行う塵芥処理対策事業、インフルエンザや肺炎などの予防事業、各種がん検診や笑いケアサポーター養成講座などの健康増進事業、計画的に簡水施設の統合を実施する簡易水道事業特別会計への繰出金など、各種検診事業による住民の健康づくり及び保健衛生、環境衛生の推進を行うための経費を計上しております。

農林水産業費では、がんばる地域プランを活用した農業振興事業、本町の豊かな資源を活用した特産品の研究・開発販売支援事業、中山間地域の農地を守るための中山間地域等直接支払制度事業や耕作放棄地再生事業、また、因幡和牛ブランドの確立支援、鳥獣被害対策と獣肉解体処理施設管理運営など、中山間地における農業生産基盤の整備や中山間地農業の活性化、地域資源を活かした若桜ブランドの確立などの予算を計上しております。

林業費関係では、林業振興及び間伐・造林補助などの森林整備事業や美しい森づくり基盤整備事業、森林施業の効率化とコスト削減を図るための、作業道新設改良事業や林道開設事業、間伐材排出助成などの若桜材需要拡大推進事業など、林業振興、森林の活性化に必要な経費を計上しております。

商工費では、おもちゃ館運営費などの商工業にぎわい創出事業や若桜町商工会に対する支援、観光客の増加を促すPRや、イベントの開催や観光協会に対する支援、道の駅及び氷ノ山関連施設の指定管理と氷ノ山の集客促進、インバウンド推進事業など、商工業の振興や地域の活性化、恵まれた観光資源を活かした、交流人口や観光客の増加を図るための費用を計上しております。

土木費では、吉川村中2号線の法面改良や

橋梁補修事業などの町道新設改良事業、定住促進のための若者住宅や町営住宅の管理、中之島公園など住民の憩いの場の維持管理など、道路、住宅など暮らしや社会基盤の整備、所管する施設の適正な維持管理を行うための費用などを計上しております。

消防費では、東部広域行政管理組合への負担金、八頭消防署若桜出張所の建替えに伴う測量業務、消防団・自警団の活動経費、防災・災害対策に係る経費など、安心安全の暮らしを守る地域防災力の強化、災害に強いまちづくりのための費用を計上しております。

教育費では、豊かな心を育み、一人一人の人間形成を行う若桜学園の管理と教育環境の整備、ICT教育の充実、学力向上支援事業、外国青年招致事業、就学援助費、学校教材の充実・整備など、将来の若桜町を担う若者の教育に必要な費用を計上いたしております。

教育振興費では、スクールソーシャルワーカーの配置、高校生の通学費助成の充実、若桜学園学校給食費の保護者負担金軽減事業など、教育の振興、保護者の負担軽減などの費用を計上いたしております。

また、社会教育費では、公民館の運営・管理費、団体育成事業及び氷ノ山寿大学などの生涯学習事業、伝統的建造物群の指定、町史編さんなどの文化財保護事業、郷土文化の里及び生涯学習情報館の管理運営に要する費用など、生涯教育や歴史・文化の保存活用を推進するための費用を計上いたしております。

保健体育費では、総合型スポーツクラブ「若桜クラブ」の支援、スポーツ少年団、体育協会への支援、八幡広場や温水プールなどの体育施設の管理運営費など、体力づくり、生涯スポーツを推進するための予算を計上いたしました。以上、主な施策についてご説明いたしました。

若い世代に魅力を感じてもらえることができる地域づくり、安心して子育てができるよう、子育て世代に重点をおいた移住定住対策の推

進、住民の健康づくり及び保健衛生、環境衛生の推進、恵まれた資源を活かして、農業や林業分野において若桜ブランドの確立による活性化、自治体の広域連携による観光振興、社会基盤の整備、学校教育・生涯教育の充実などの施策を予算に計上しており、積極的に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

第2条の地方債につきましては、過疎対策事業債など、それぞれの限度額を定めております。

第3条では、一時借入金についての最高額を4億円と定めております。また、第4条の歳出予算の流用につきましては、地方自治法第220条第2項のただし書きの規定により定めております。

以上、予算の概要につきましてご説明いたしました。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

## 議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第3号平成31年度若桜町一般会計予算は、議員全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ、会期中に審査することにしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、本案は議員全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ、会期中に審査することに決定しました。

委員会条例第8条第1項の規定により、本会議終了後、予算審査特別委員会を全員協議



室に招集いたします。

暫時休憩します。

午後 2時30分 休憩

午後 2時45分 再開

## 議長（川上守）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

### 日程第8

議案第4号 平成31年度若桜町国民健康保険事業特別会計予算、議案第5号 平成31年度若桜町介護保険事業特別会計予算、議案第6号 平成31年度若桜町後期高齢者医療特別会計予算、議案第7号 平成31年度若桜町簡易水道事業特別会計予算、議案第8号 平成31年度若桜町公共下水道事業特別会計予算、議案第9号 平成31年度若桜町農業集落排水事業特別会計予算、議案第10号 平成31年度若桜町赤松団地造成事業特別会計予算、議案第11号 平成31年度若桜町財産区造林事業特別会計予算、議案第12号 平成31年度若桜町索道事業特別会計予算、議案第13号 平成31年度若桜町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

## 町長（矢部康樹）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第4号 平成31年度若桜町国民健康保険事業特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額は4億1,450万円でございます。前年度予算に比べ1,156万9千円の増となっておりますが、これは、被保険者に必要な保険給付と一次予防のための保険事業を行うものでございます。

本年度の保険給付費の算定につきましては、平成30年度実績見込みをもとに、過去の給付費等を勘案して算定しております。

また、特定検診、人間ドック、脳ドックなどの保健事業費に加え、財政運営の広域化に伴い、国民健康保険事業費納付金を計上しております。

財源につきましては、保険税、県支出金、繰入金などで措置しております。また、第2条の歳出予算の流用につきましては、地方自治法第220条第2項のただし書きの規定により定めております。

続きまして、議案第5号 平成31年度若桜町介護保険事業特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額は、7億820万円でございます。

この会計は、被保険者に必要な介護サービスを提供するものでございます。介護保険給付費の算定に当たりましては、これまでの給付実績や被保険者のニーズなど勘案した各介護サービス等の給付額を計上いたしております。

これらの財源としまして、保険料、国・県支出金、支払基金交付金、繰入金などにより措置しております。また、第2条の歳出予算の流用につきましては、地方自治法第220条第2項のただし書きの規定により定めております。

次に、議案第6号 平成31年度若桜町後期高齢者医療特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額は5,622万9千円でございます。この会計は、被保険者から納入された保険料と、必要な事務費等をあわせて、鳥取県後期高齢者医療広域連合会へ納付するものでございます。

次に、議案第7号 平成31年度若桜町簡易水道事業特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額は、1億7,110万円でございます。本年度は、若桜簡易水道統合に伴う測量設計と施設の統合整備を予定しており、施設維持修繕事業、消火栓取替工事などの事業費を計上しております。

これらの財源として、水道使用料、国庫支

出金、町債、一般会計繰入金などで措置しております。

また、地方債につきましては、第2表により、限度額を6,130万円と定めております。

続きまして、議案第8号 平成31年度若桜町公共下水道事業特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額は1億8,460万5千円でございます。

歳出では、ストックマネジメント計画の策定や浄化センターの改修工事及び地方債元利償還金などを計上しており、これらの財源として、使用料及び手数料、国庫支出金、繰入金、町債などで措置しております。

なお、第2表では、地方債の限度額を1,750万円と定めております。

続きまして、議案第9号 平成31年度若桜町農業集落排水事業特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額は1億1,940万5千円でございます。

歳出では、非常通報装置の更新工事をはじめ、池田中央と吉川地区の施設維持管理費や地方債元利償還金などを計上しており、これらの財源として、使用料及び手数料、国庫支出金及び一般会計繰入金、町債をもって措置をしております。

なお、第2表では、地方債の限度額を2,740万円と定めております。

次に、議案第10号 平成31年度若桜町赤松団地造成事業特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額は、393万6千円でございます。

歳出は、区画造成をした住宅用地の販売と、管理のための経費と、地方債元金の償還金などを計上しており、財源は、土地の売払い収入と貸付料で措置しております。

次に、議案第11号 平成31年度若桜町財産区造林事業特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額は、712万4千円でございます。

歳出は、造林事業委託料と事務費であり、

財源は、公団と財産区の負担金をもって措置しております。

次に、議案第12号 平成31年度若桜町索道事業特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額は、2,467万2千円でございます。この会計では、指定管理者制度のもとで、利用料金を指定管理者が収受し、本会計に納付金を納入する予算を計上しております。

平成31年度は、経年劣化による線路金物の交換及び支柱等の塗装などを予定しております。このほか、維持管理費などを計上し、これらの財源として、財産収入、諸収入、町債で措置しております。

また、第2表において、地方債の限度額を1,320万円と定めております。

続きまして、議案第13号 平成31年度若桜町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額は、180万円でございます。

住宅新築資金等貸付金の滞納徴収金を一般会計へ繰り出しするよう予算措置をしております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第4号から議案第13号までの10議案は、先ほど設置した予算審査特別委員会に付託のうえ、会期中に審査をしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第4号から議案第13号までの10議案は、予算審査特別委員会に付

託のうえ、会期中に審査することに決定しました。

#### 日程第9

議案第14号 平成30年度若桜町一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

#### 町長（矢部康樹）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第14号 平成30年度若桜町一般会計補正予算についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ2億2,511万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を42億1,335万8千円とするものでございます。

地方自治法第213条第1項の規定による繰越明許費につきましては、「第2表 繰越明許費」のとおりとし、債務負担行為の変更は「第3表 債務負担行為補正」のとおりとするものでございます。また、地方債の変更は、「第4表 地方債補正」のとおりでございます。

まず、歳入の概要についてご説明いたします。町税は実績見込みにより483万7千円追加いたしました。利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金につきましては、実績見込みにより合わせて163万7千円減額いたしました。

地方交付税につきましては、普通交付税額の確定により、1,974万2千円追加いたしました。分担金及び負担金につきましては、若桜鉄道施設管理負担金など、その他の補正と合わせまして875万5千円追加いたしました。

国庫支出金では、主に総務費国庫負担金の地域公共交通確保維持改善事業費補助金や、地方創生拠点整備交付金を追加するなど、その他の補正と合わせまして、総額7,801万2千円追加いたしました。

県支出金では、主に農林水産業費県補助金の林業成長産業化地域創出モデル事業費補助金や林業用施設災害復旧事業補助金を減額するなど、その他の補正と合わせまして、総額1億3,733万4千円減額いたしました。

財産収入では、町有林売払い収入を754万円減額いたしました。寄附金では、ふるさと納税寄附金などの指定寄付金を250万円減額いたしました。

繰入金では、財政調整基金と公共施設等整備基金繰入金を減額するなど、その他の補正と合わせまして、総額6,000万円減額いたしました。

繰越金では、前年度繰越金を2,228万3千円追加いたしました。諸収入では、災害救助費を125万9千円追加するなど、その他の補正と合わせまして、総額207万1千円追加いたしました。

町債では、一般補助施設整備等事業債を追加し、財源充当をした事業の実績見込みなどにより、過疎対策事業債と災害復旧事業債などを減額し、その他の補正と合わせまして、総額1億5,180万円減額いたしました。

次に、歳出の主なものについて、ご説明いたします。職員の人件費の補正を各費目にわたり行っており、総額736万円減額いたしました。

議会費では、実績見込みにより費用弁償を減額するなど、その他の補正と合わせまして、349万9千円減額いたしました。

総務費では、地方創生事業と若桜鉄道対策事業などを追加し、実績見込みにより、町有林管理事業、地域おこし協力隊事業、ふるさと応援基金積立金などを減額するなど、人件費の補正と合わせまして総額1億1,469万7千円追加いたしました。

民生費では、ゆはら温泉運営事業などを追加し、実績見込みにより、介護保険事業特別会計繰出金、特別障がい者手当等支給事業を減額するなど、人件費の補正を合わせまして

総額820万3千円減額いたしました。なお、生活保護費の財源更正を行っております。

衛生費では、実績見込みにより、塵芥処理対策事業、簡易水道会計繰出金などを減額するなど、人件費の補正と合せまして、総額486万9千円減額いたしました。なお、予防費の財源更正を行っております。

農林水産業費では、実績見込みにより、有害鳥獣対策費や農業集落排水事業繰出金、森林整備事業、林業成長産業化地域創出モデル事業を減額するなど、その他の補正と合せまして、総額6,075万1千円減額いたしました。なお、農業委員会費の財源更正を行っております。

商工費では、実績見込みにより、商工振興事業と氷ノ山高原の宿氷太くん管理運営事業をそれぞれ減額し、人件費の補正と合わせまして、総額574万円減額いたしました。

土木費では、実績見込みにより、急傾斜地崩壊対策事業、中之島公園管理事業を減額するなど、人件費の補正と合わせまして、総額1,499万3千円減額いたしました。なお、住宅管理費の財源更正を行っております。

消防費では、実績見込みにより、常備消防費などを追加し、災害対策事業を減額するなど総額2万8千円追加いたしました。

教育費では、給食センター費を追加し、実績見込みにより、通学対策事業や国際交流費を減額するなど、人件費の補正と合わせまして、総額400万2千円減額いたしました。なお、学園管理費や公民館費の財源更正を行っております。

災害復旧費では、農地災害復旧費、農業用施設災害復旧費、林業用施設災害復旧費、道路橋梁災害復旧費を合わせて2億3,379万8千円減額いたしました。

公債費では、実績見込みにより、元金償還金を4万9千円追加して、利子償還金を450万円減額いたしました。なお、歳入歳出の総額を調整し、予備費を47万円追加をいた

しました。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

#### 議員（前住孝行）

はい。9番、前住。

#### 議長（川上守）

9番、前住孝行議員。

#### 議員（前住孝行）

24ページ、歳出です。款の総務費、項 総務管理費、目 企画費の地方創生事業についてです。

まず、構想といたしましては、とても前向きな事業でありまして、夢の持てる予算になっているというふうに考えております。先日の某県会議員の報告会、また3月2日に行われました某デザイナーの講演会の中で、若桜駅の中に某ウイスキー会社のバーをつくってはという内容の話があって、やっぱり参加された町民は、私も含めてですけど、よいことだというふうに思っております。

実際、その某ウイスキー会社は来てもらえそうかどうか、どのような感触なのかどうかお尋ねします。

#### 議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

#### 町長（矢部康樹）

地方創生事業施設整備費交付金費を充ててこの事業に取り組むということで、施設改修については、水戸岡先生デザインの中でもつくってきたいということで、某会社につきましては、今現在交渉中でございます、ま

だ具体的な返事はいただいてない。ただ、うちの思いの提案の方はさせていただいているということで、これについても4月、5月中には、ある程度の目途がつくんじゃないかなというふうに思っております。

ただし、絶対来ていただけるかどうかという保証は今のところございませんけども、4月、5月中にはある程度の方向性っていうのが示せるんじゃないかなというふうに思っております。

#### 議長（川上守）

ほかに、質疑はありませんか。

9番、前住孝行議員。

#### 議員（前住孝行）

すいません。しつこいようですけど、もう1点だけ。若桜宿町並み整備調査特別委員会の方でも、さまざまな協議をさせていただいております。その中でも、やっぱり一番町民の理解を得ることの重要性ということで議論してきた経過があります。

商いに大きく関係してくることだというふうに考えておるんですけど、関係団体からの話し合いをとということも言っておりますが、理解が得られそうかどうか、お尋ねします。

#### 議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

#### 町長（矢部康樹）

当然、店を開くにあたりましては関係機関、商工会をはじめ観光協会、それから若桜鉄道の関係、それから当然JAがありますので、そこら辺と、あと、道の駅がございますのでそういう関係者と、私も協議をしながら、両方がウィンウィンの関係になれるような形で進めたいというふうに思っております。

#### 議長（川上守）

ほかに質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

#### 日程第10

議案第15号 平成30年度若桜町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)、議案第16号 平成30年度若桜町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)、議案第17号 平成30年度若桜町簡易水道事業特別会計補正予算(第7号)、議案第18号 平成30年度若桜町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)、議案第19号 平成30年度若桜町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)、議案第20号 平成30年度若桜町赤松団地造成事業特別会計補正予算(第1号)、議案第21号 平成30年度若桜町財産区造林事業特別会計補正予算(第1号)、議案第22号 平成30年度若桜町作道事業特別会計補正予算(第4号)を一括して議題とします。

提案理由の説明求めます。矢部町長。

#### 教育長（新川哲也）

議長、暫時休憩。

#### 議長（川上守）

はい、暫時休憩をします。

休憩 午後3時07分から08分まで

#### 議長（川上守）

休憩前に引き続き会議を再開します。

提案理由の説明求めます。矢部町長。

#### 町長（矢部康樹）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第15号 平成30年度若桜町国民健康保険事業特別会計補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算総額から、それぞれ381万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を

4億6,475万9千円とするものでございます。

このたびの補正は、実績見込みに伴う補正でございます。歳入におきましては、一般被保険者国民健康保険税と退職被保険者国民健康保険税を合わせまして381万9千円減額いたしました。

また、歳出におきましては、保険給付費の課目更正と国民健康保険事業費納付金を91万2千円減額いたしました。なお、歳入歳出の総額を調整し、予備費を290万7千円追加いたしました。

続きまして、議案第16号 平成30年度若桜町介護保険事業特別会計補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ1,125万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を6億7,774万1千円とするものでございます。このたびの補正は、実績見込みに伴う補正でございます。

歳入におきましては、国庫支出金を213万4千円追加し、支払基金交付金を951万6千円、県支出金を210万3千円、繰入金を176万7千円それぞれ減額いたしました。また、歳出におきましては、基金積立金を47万円追加し、保険給付費を940万円、地域支援事業費を232万2千円それぞれ減額いたしました。

続きまして、議案第17号 平成30年度若桜町簡易水道事業特別会計補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ19万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億870万2千円とするものでございます。なお、地方自治法第213条第1項の規定による繰越明許費につきましては、「第2表 繰越明許費」のとおりとし、地方債の変更は「第3表 地方債補正」のとおりでございます。このたびの補正は、実績見込みに伴う補正でございます。

歳入におきましては、事業収入を188万9千円、財産収入を1千円、繰入金を370

万7千円それぞれ減額し、町債を540万円追加いたしました。

また、歳出におきましては、総務費を22万7千円、簡易水道施設費を48万6千円それぞれ追加し、公債費を91万円減額いたしました。なお、財産費と予備費をそれぞれ財源更正しております。

続きまして、議案第18号 平成30年度若桜町公共下水道事業特別会計補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ45万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億8,897万2千円とするものでございます。このたびの補正は、実績見込みに伴う補正でございます。

歳入の繰入金と歳出の公債費を45万1千円それぞれ減額いたしました。

続きまして、議案第19号 平成30年度若桜町農業集落排水事業特別会計補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ657万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を7,672万7千円とするものでございます。また、地方自治法第213条第1項の規定による繰越明許費につきましては「第2表 繰越明許費」のとおりとするものでございます。このたびの補正は、実績見込みに伴う補正でございます。

歳入におきましては、使用料及び手数料を63万6千円、繰入金を593万9千円それぞれ減額し、歳出におきましては、農業集落排水事業費を657万5千円減額いたしました。

続きまして、議案第20号 平成30年度若桜町赤松団地造成事業特別会計補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ338万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を48万9千円とするものでございます。

歳入におきましては、財産収入を343万3千円減額し、繰入金を5万2千円増額いたしました。

また、歳出におきましては、団地事業費を338万1千円減額いたしました。なお、公債費の財源更正を行っております。

続きまして、議案第21号 平成30年度若桜町財産区造林事業特別会計補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ940万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を108万4千円とするものでございます。

歳入の分担金及び負担金と、歳出の農林水産業費をそれぞれ940万9千円減額いたしました。

続きまして、議案第22号 平成30年度若桜町索道事業特別会計補正予算でございますが、説明の前に1か所訂正のほうをお願いいたします。予算書の113ページでございます。第1条の、一番最後のほうでございます。3,3,487万1千円となっておりますけども、その数字を3,295万1千円と訂正のほうをよろしくをお願いいたします。

既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ96万円を減額し、歳入歳出予算の総額を3,295万1千円とするものでございます。また、地方債の変更につきましては「第2表 地方債補正」のとおりとするものでございます。

今回の補正は、実績見込みに伴う補正でございます。歳入におきましては、諸収入を34万円、町債を60万円それぞれ減額し、また、歳出におきましては、索道費52万8千円、公債費42万1千円をそれぞれ減額し、予備費で歳入歳出の総額を調整いたしました。

以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

#### 議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

日程第11

議案第23号 若桜町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について、議案第24号 若桜町森林（もり）づくり条例の制定について、を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

#### 町長（矢部康樹）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第23号 若桜町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について、でございますが、これは、「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に基づき、公益的法人等への職員の派遣等に関して必要な事項を定めるため、本条例を制定するものでございます。

続きまして、議案第24号 若桜町森林（もり）づくり条例の制定について、でございますが、これは、町民、森林組合、事業者、森林所有者、行政が一体となって、それぞれの責務、役割により、森林づくりに主体的に参画し、森林の適切な管理と森林資源の有効活用の推進による本町産業の発展を目指すために、本条例を制定するものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

#### 議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

日程第12

議案第25号 若桜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、議案第26号 特別職の職員等で非常勤のものの給与に関する条例の一部改正について、議案第27号 若桜町職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第28号 若桜町国民健康保険条例の一部改正について、議案第29

号 若桜町部落差別撤廃・人権擁護に関する条例の一部改正について、議案第30号 赤松団地おためし住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

#### 町長（矢部康樹）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第25号 若桜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、でございますが、これは、国におきましては、長時間労働の是正措置として、超過勤務命令を行うことができる上限を人事院規則で定めるなどの措置を講ずることとされており、本町におきまして、必要な事項を規則で定めるため、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第26号 特別職の職員等で非常勤のものとの給与に関する条例の一部改正について、でございますが、これはスポーツ推進委員の報酬を改正するものでございます。

続きまして、議案第27号 若桜町職員の給与に関する条例の一部改正について、でございますが、これは、職員の通勤手当の支給額を改正するものでございます。

続きまして、議案第28号 若桜町国民健康保険条例の一部改正について、でございますが、これは、国民健康保険法施行規則の規定に基づき、条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第29号 若桜町部落差別撤廃・人権擁護に関する条例の一部改正について、でございますが、これは、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、また、インターネット上の差別書き込みなど、現在でも存在している部落差別の実態を踏まえ、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第30号 赤松団地おため

し住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、でございますが、これは、おためし住宅の、より適正な管理運営を行うことを目的に、借用期間等の見直しを行うため、条例の一部を改正するものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

#### 日程第13

議案第31号 公の施設の指定管理者の指定(わかさ29工房)について、議案第32号 公の施設の指定管理の指定(若桜エゴマ工房)について、を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

#### 町長（矢部康樹）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第31号 公の施設の指定管理者の指定(わかさ29工房)について、でございますが、これは、わかさ29工房の指定管理者に猪鹿庵（じびえあん）を指定することについて、本議会の議決をお願いするものでございます。

続きまして、議案第32号 公の施設の指定管理者の指定(若桜エゴマ工房)について、でございますが、これは、若桜エゴマ工房の指定管理者に有限会社若桜農林振興を指定することにつきまして、本議会の議決をお願いするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 議長（川上守）

これより質疑に入ります。



質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

日程第14

議案第33号 若桜町過疎地域自立促進計画の変更について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

**町長（矢部康樹）**

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第33号 若桜町過疎地域自立促進計画の変更について、でございますが、これは、本計画の事業の追加を行い、これの財源として過疎対策事業債を充当するため、本計画の変更を行うものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

**議長（川上守）**

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

日程第15

議案第34号 財産の取得について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

**町長（矢部康樹）**

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第34号 財産の取得について、でございますが、これは、エゴマ栽培機械の備品購入契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、次のとおり本議会の議決をお願いするものでございます。

その内容は、1、財産の内容、エゴマ栽培

機械。2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約の相手方、鳥取市正連寺56-36、ヤンマーアグリジャパン株式会社鳥取支店支店長 宮田 健司。

4、取得価格、773万2,800円。

5、取得目的、エゴマ栽培に係る労務軽減のため、機械導入を図り、エゴマ栽培を推進するためのものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

**議長（川上守）**

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

日程第16

議案第35号 鳥取県東部広域行政管理組合規約の一部変更について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

**町長（矢部康樹）**

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第35号 鳥取県東部広域行政管理組合規約の一部変更について、でございますが、これは、火葬場の管理運営に関する事務の関係市町村に智頭町を加入させるため、鳥取県東部広域行政管理組合規約の一部を変更することについて、議会の議決をお願いするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

**議長（川上守）**

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

午後 3時26分 散 会